

有害性等の調査（リスクアセスメント）の支援はおまかせください

化学物質のリスクアセスメント支援サービス

■ 概要

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、社会情勢や労働災害が変わってきています。労働者の安全と健康の確保対策を一層充実させるため、一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施が事業者の義務となります。また、事業者には、そのリスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講じる義務があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務となります。

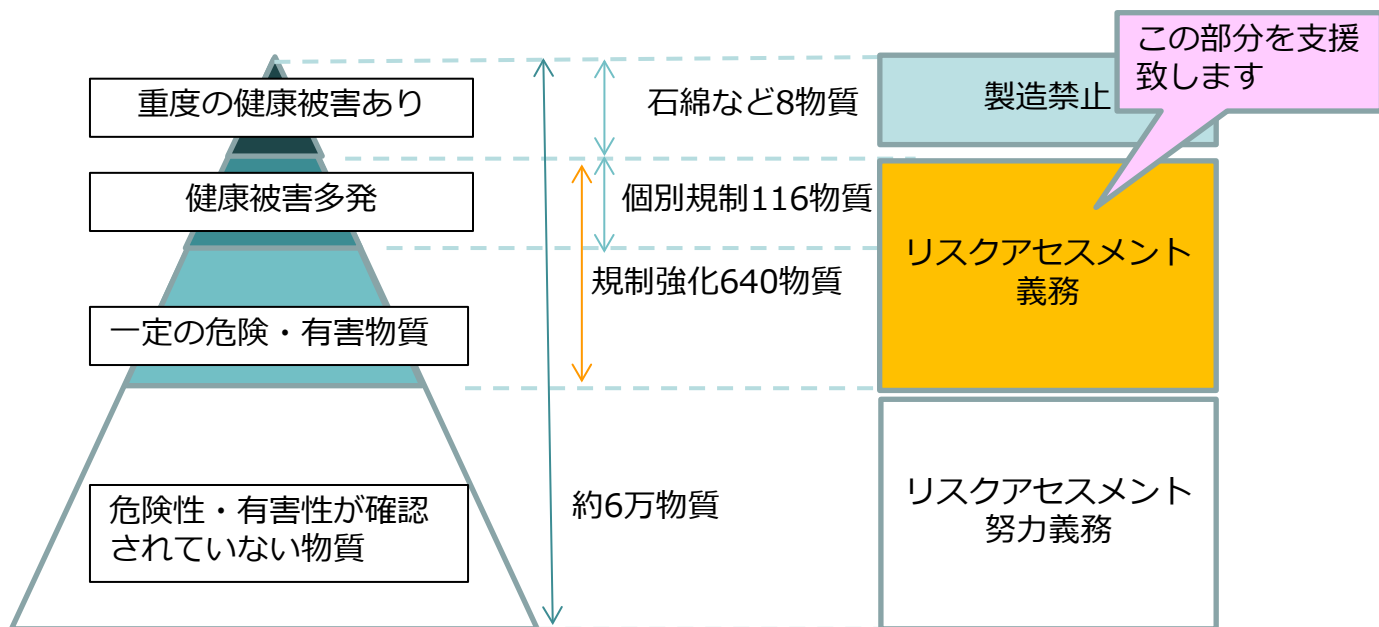
■ 特長

リスクアセスメント対象物質は、SDS交付義務物質の640物質にのぼります。使用されている物質に対して以下の対応が必要です。

1. 化学物質等による危険性又は有害性の特定
2. 特定された化学物質等による危険性又は有害性によって生じる恐れのあるリスク確認
3. リスク低減をするための措置内容の検討
4. 優先的に対応したリスク低減措置の実施

厚生労働省「化学物質による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」より抜粋

OKIエンジニアリングでは、調査対象とした化学物質等への労働者の暴露濃度の測定、リスクを低減するための措置内容の検討、措置の実施がワンストップで提供可能です。

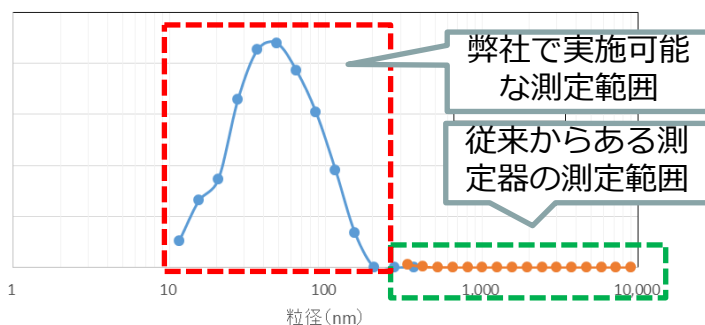


事例1 ナノマテリアル取扱い事業所

ナノマテリアルとは、100 nm（ナノメートル）を下回る粒子の事です。国内では、カーボンナノチューブ、カーボンブラック、二酸化チタン、フラーレン、酸化亜鉛、シリカ等が該当します。当社では、ナノマテリアルを取り扱う作業場についても評価可能です。また、弊社では従来から使用されている粉塵測定装置よりも、よりナノマテリアル評価に適した測定器での測定・評価が可能です。



ナノスキャン（粒子径分布計測器）
SMPS 3910
（TSI社製：東京ダイレック）
粒子測定範囲：10～420nm
濃度範囲： $1 \times 10^2 \sim 1 \times 10^5$ 個/cc



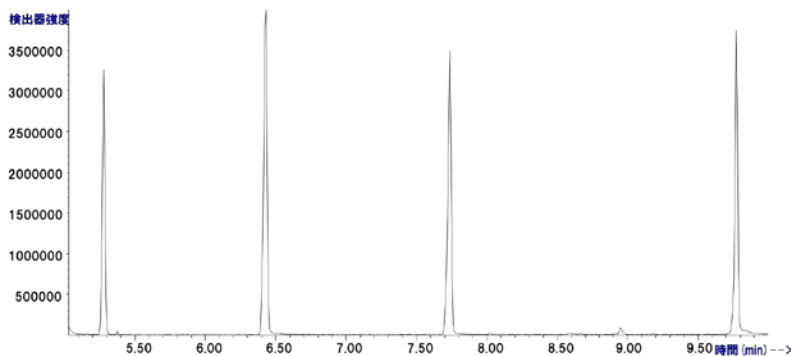
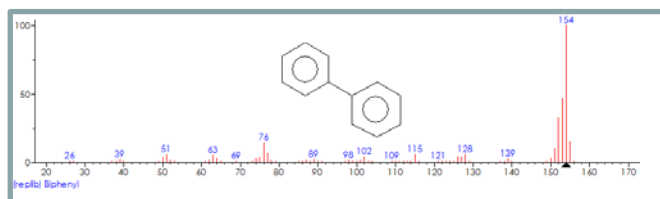
事例2 多品目有機溶剤取扱い事業所

多品目有機溶剤取扱い事業所については、測定物質も多岐にわたり測定が煩雑になります。当社のガスクロマトグラフ質量分析装置での測定によって揮発性有機化合物の測定が可能であり、未知の成分の検出があった場合でもマススペクトル解析にて定性が可能です。



ガスクロマトグラフ質量分析装置
GC/MS(アジレントテクノロジー製)

マススペクトル解析にて定性)



トータルイオンクロマトグラム